

# 見える化改革報告書 「資源循環・廃棄物対策」

抜粋版

平成30年11月19日

環 境 局

# 「資源循環・廃棄物対策」報告書要旨

## 「見える化」分析の要旨

### 都における資源循環・廃棄物対策の現状

- 1 最終処分量の現状** 【目標】2020年度 14%削減（2012年度比） 2030年度 25%削減（2012年度比）  
【現状】2015年度 21%削減（2012年度比）
- 2 一般廃棄物処理の現状**
  - ・ 地域別にみると区部では事業系の持込ごみが、多摩地域よりも多い。
  - ・ 可燃ごみ中、紙ごみ、生ごみ類、プラスチック類の比率が高い。
- 3 産業廃棄物処理の現状**

排出量は横ばいとなっており、最終処分量も下げ止まり。  
大部分は上下水汚泥であるが、建設泥土も大きな割合を占める。
- 4 実施体制** 資源循環・廃棄物対策における組織・予算を整理、分析

全体の事業のうち、「食品ロスの削減」「使い捨て型ライフスタイルの見直し」「建設工事におけるエコマテリアルの利用促進」「リサイクルの推進・最終処分場の延命化」について分析

#### 【食品ロスの削減】

可燃ごみの中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点から取組を推進していくことが必要である。

#### 【使い捨て型ライフスタイルの見直し】

「もったいない」をライフスタイルに定着させる第一歩として、レジ袋の無償配布ゼロを目指していくことを目標としている。さらに、必要性の低い、使い捨てプラスチックを大幅に削減していく方策についても検討していく。

#### 【建設工事におけるエコマテリアルの利用促進】

建設泥土について、不透明な処理・リサイクルが行われている懸念があるなかで、今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれているため、リサイクルを促進していくことが課題である。

#### 【リサイクルの推進・最終処分場の延命化】

都が管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場の最終処分場が、東京港内での最後の処分場であることから、区部におけるリサイクルを促進し、埋立処分量を削減していくことが必要である。

# 「資源循環・廃棄物対策」報告書要旨

## 今後の取組の方向性

分析した課題について、今後の取組の方向性を整理

### 【食品ロスの削減】

#### ○食品ロス削減に向けた東京方式の確立

東京都食品ロス削減パートナーシップ会議において、削減に向けた議論を行い、2030年までに食品ロス半減を目指していく。

#### ○キャンペーンの展開

イベントへの出展などによる普及啓発キャンペーンを展開し、都民の消費行動の変革を促していく。

### 【使い捨て型ライフスタイルの見直し】

#### ○レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成

- ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施
- ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施

#### ○使い捨てプラスチック対策の推進

#### ○大規模イベントなどでリユースカップ利用を促進

### 【建設工事におけるエコマテリアルの利用促進】

#### ○都関連工事における利用促進

適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、適正処理を行った上で、建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で品質管理を厳格に行い、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促していく。

### 【リサイクルの推進・最終処分場の延命化】

#### ○リサイクルの更なる推進

容器包装リサイクルや小型家電リサイクルなどリサイクルの取組を更に推進していく。

#### ○オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進

雑紙の回収等の紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルについて意識向上に努めていく。

#### ○焼却灰のリサイクル促進

一般廃棄物の焼却灰のセメント原料化を推進し、エコセメントを使用したコンクリート製品等の利用促進を行っていく。

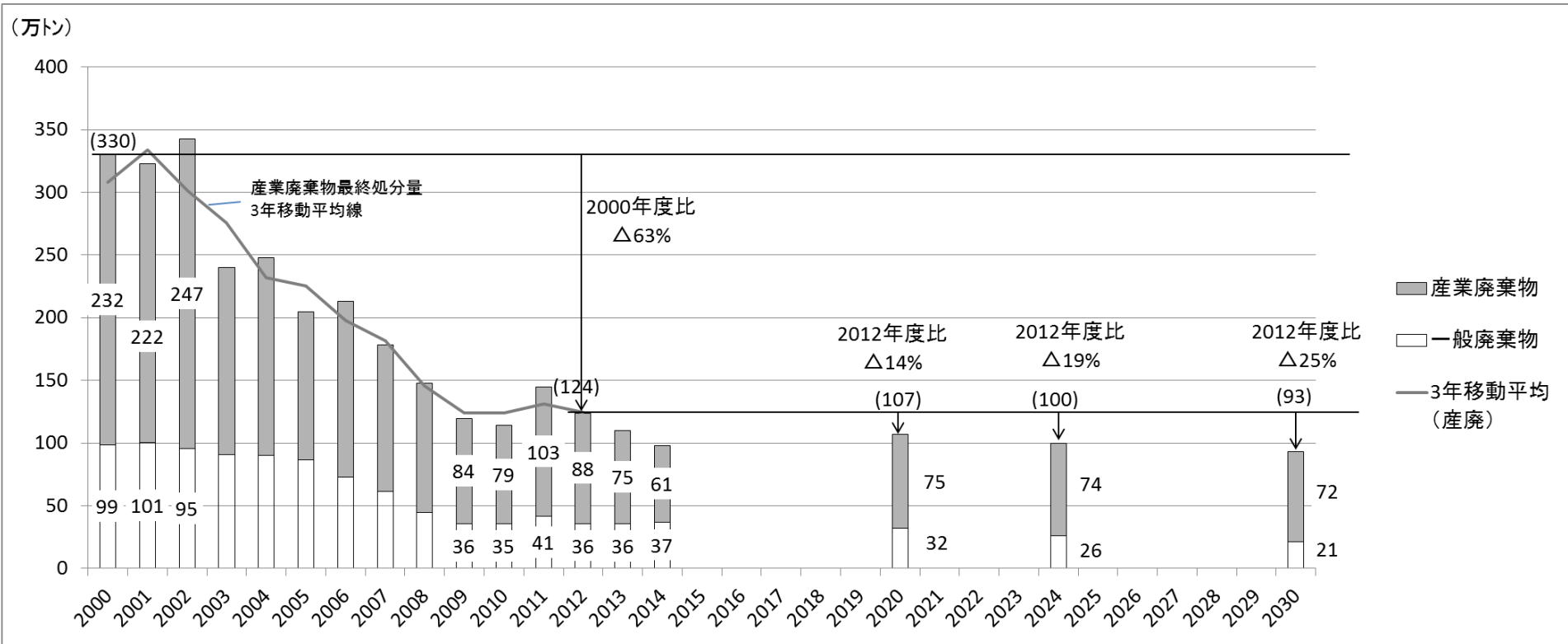
# 4 課題整理シート「資源循環・廃棄物対策」

対象	評価・課題	取組の方向性	今後の取組	
<p>持続可能な資源利用への転換</p> <p>食品ロスの削減</p>	<p>「食品ロス削減パートナーシップ会議」で流通業界における課題や対策を議論 未だ食品廃棄物は可燃ごみ中で大きな比率を占めているとともに、流通業界の取組だけでは解決が困難</p>	<p>パートナーシップ会議で外食業界等と食品ロス削減の取組について議論していく。</p>	<p>○食品ロス削減の取組について東京方式を策定</p>	
	<p>使い捨てプラスチックの削減は、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。</p>	<p>都民の意識向上に向けて食品ロス削減に向けた取組に関する普及啓発を展開</p>	<p>○都民向けキャンペーン展開 ・イベント等への出展などによる広報を展開</p>	
	<p>使い捨て型ライフスタイルの見直し</p>	<p>レジ袋の削減に向けた意見交換会を通じて、総じて賛同されているものの、業界によっては課題もあり、コンセンサスを得ていくことが必要</p>	<p>使い捨てプラスチックの削減に向けた世論喚起と、仕組みづくりの検討</p>	<p>○「チームもったいない」によるキャンペーンの実施 ○必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅な削減を促す仕組みづくりに向けた議論</p>
	<p>大規模イベントなどにおいてリユースカップを利用するモデル事業ではオペレーション等に課題があった。</p>	<p>区市町村等や業界等と連携して、レジ袋の無償配布ゼロを目指す。</p>	<p>○レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成 ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施 ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施</p>	
<p>建設工事におけるエコマテリアルの利用促進</p>	<p>持続可能な調達を促進し、エコマテリアルの利用を拡大させていくことが課題 とりわけ、今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれている。</p>	<p>建設泥土の再生利用を更に促進していくため、関係者と連携して、建設泥土改良土が建設資材として利用されることを促していく。</p>	<p>○大規模イベントなどでリユースカップ利用の取組実施</p> <p>○利用の促進 ・工事発注部署への働きかけ</p>	
<p>リサイクルの推進・最終処分場の延命化</p>	<p>埋立処分に依存しないようリサイクル率を高めていくことが課題 とりわけ、23区は都が管理する最終処分場が最後の処分場であることから埋立処分量を削減し、できる限り長期間使用することが必要</p>	<p>ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものがあることから、区市町村の更なる資源化の検討を促進していく。</p>	<p>○リサイクルの推進 ・小型家電リサイクルの推進 ・焼却灰のセメント原料化の促進 等</p>	
<p>良好な都市環境の次世代への継承</p>				

# 最終処分量の推移

2016年3月に策定した『東京都資源循環・廃棄物処理計画』において、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指す計画目標として、2020年度に2012年度比で14%削減、2030年度に2012年度比25パーセント削減を定めている。

2015年度実績では、最終処分量21%減となっており、削減が進んでいるものの、目標達成には更なる取組が必要となっている。また、産業廃棄物・一般廃棄物別にみると、目標達成に向けて一般廃棄物の処分量削減が課題となっている。

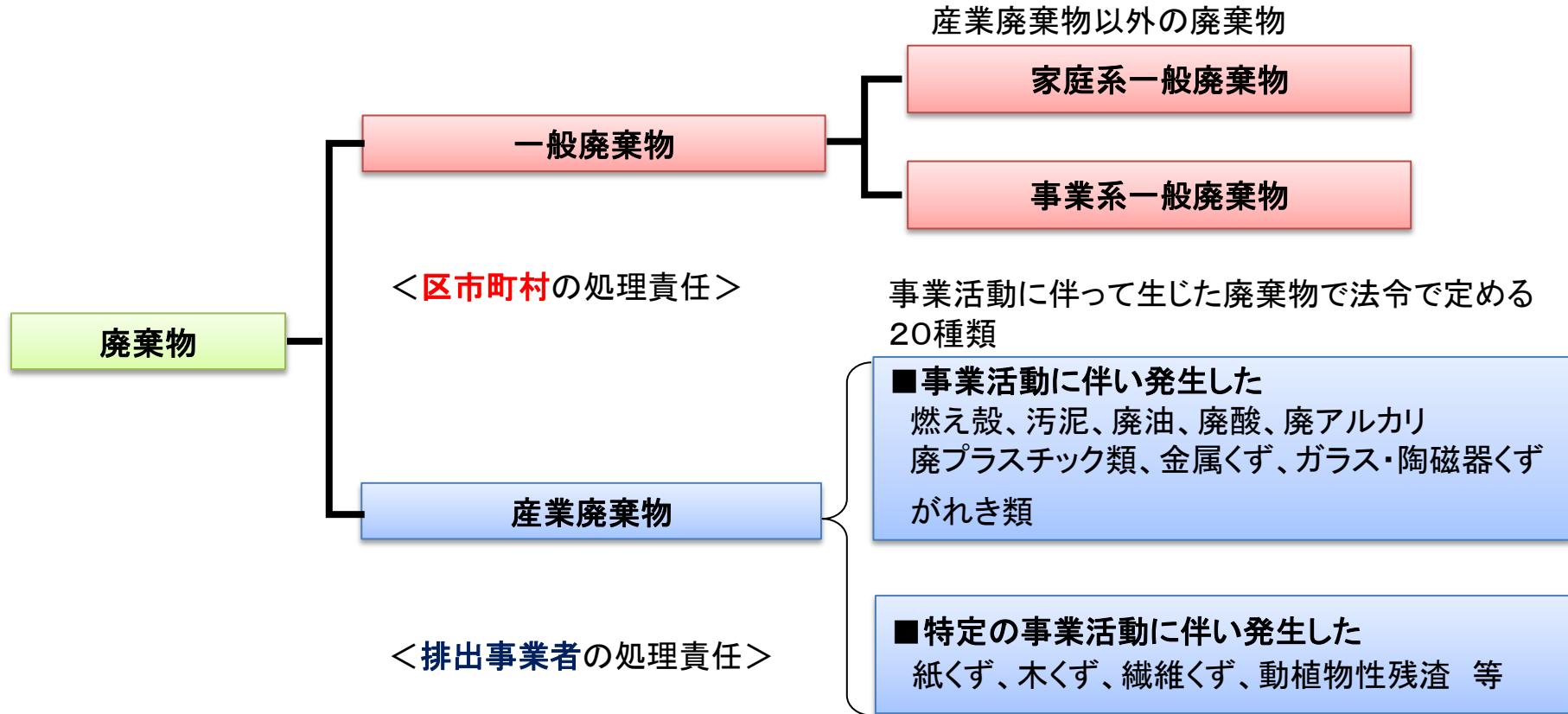


出典：『東京都資源循環・廃棄物処理計画』

# 廃棄物の分類

廃棄物は、『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に大きく分けられる。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が『一般廃棄物』とされている。

『一般廃棄物』は区市町村が処理について責任を持ち、『産業廃棄物』は排出事業者が自ら処理することが原則である。

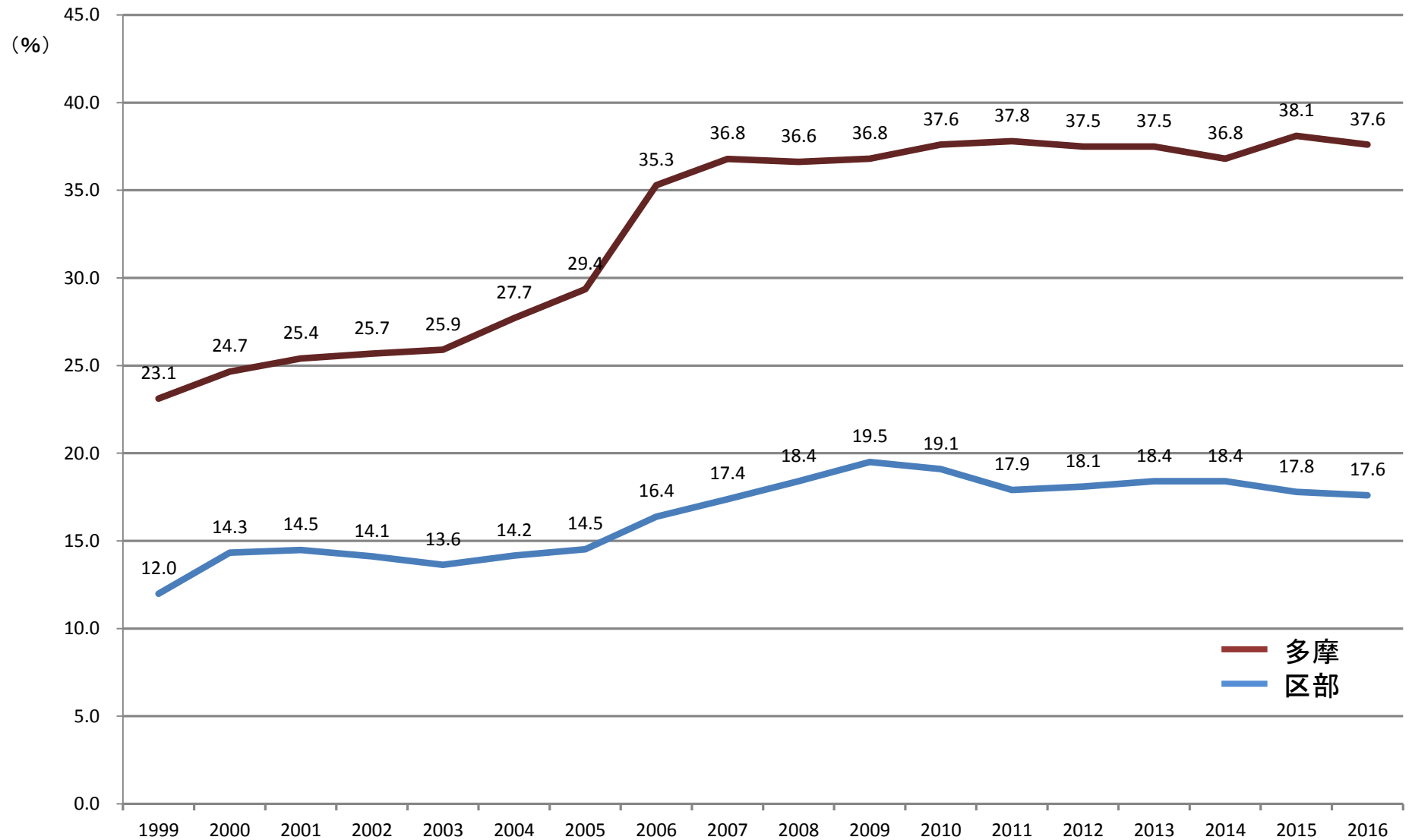


※PCB、石綿、感染性廃棄物、爆発物等の一部の廃棄物は、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とされ、厳重な管理が義務づけられている。

一般廃棄物、産業廃棄物の現状を分析していく。

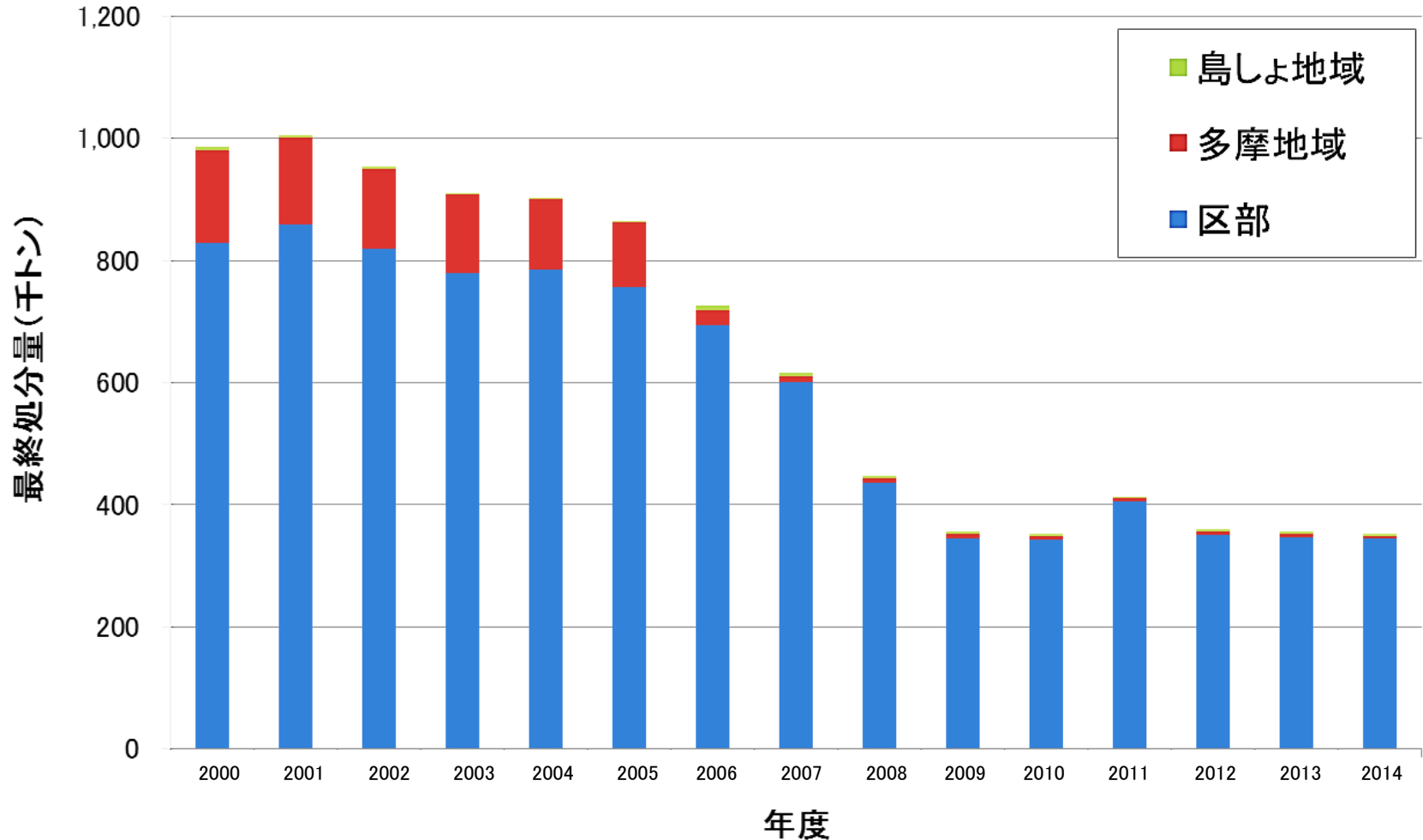
# 都内における一般廃棄物の区部・多摩別 再生利用率の推移

都内における一般廃棄物の地域別再生利用率の推移をみると、多摩地域の再生利用率が比較的高く推移している。



## 都内における一般廃棄物最終処分量の推移

最終処分されている一般廃棄物の量は減少傾向となっているが、近年は下げ止まっている。  
地域別にみると大部分が区部から排出されていることがわかる。





# 埋立処分量の内訳と清掃工場に搬入された一般廃棄物の内訳

埋立処分されている廃棄物の内訳をみると、可燃ごみ(燃え殻)が半分以上を占めている。

清掃工場に搬入されたごみについては紙類45%、生ごみ類22%、プラスチック類18%が大きな割合を占めている。

図1 2016年度 埋立処分量 内訳

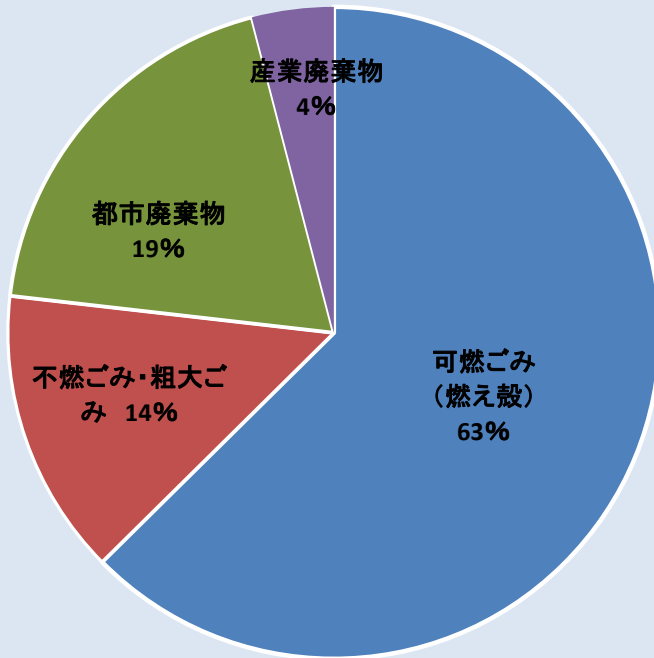


図2 2016年 清掃工場に搬入されたごみ 内訳

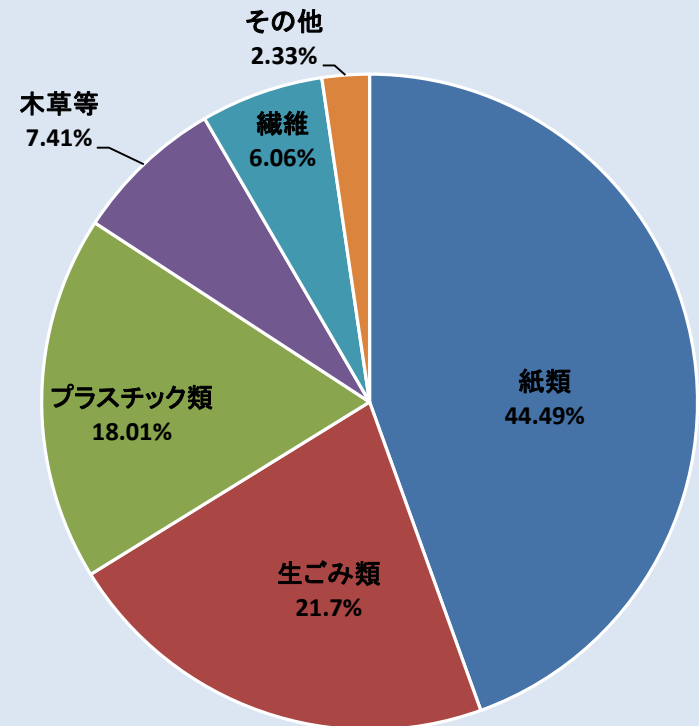
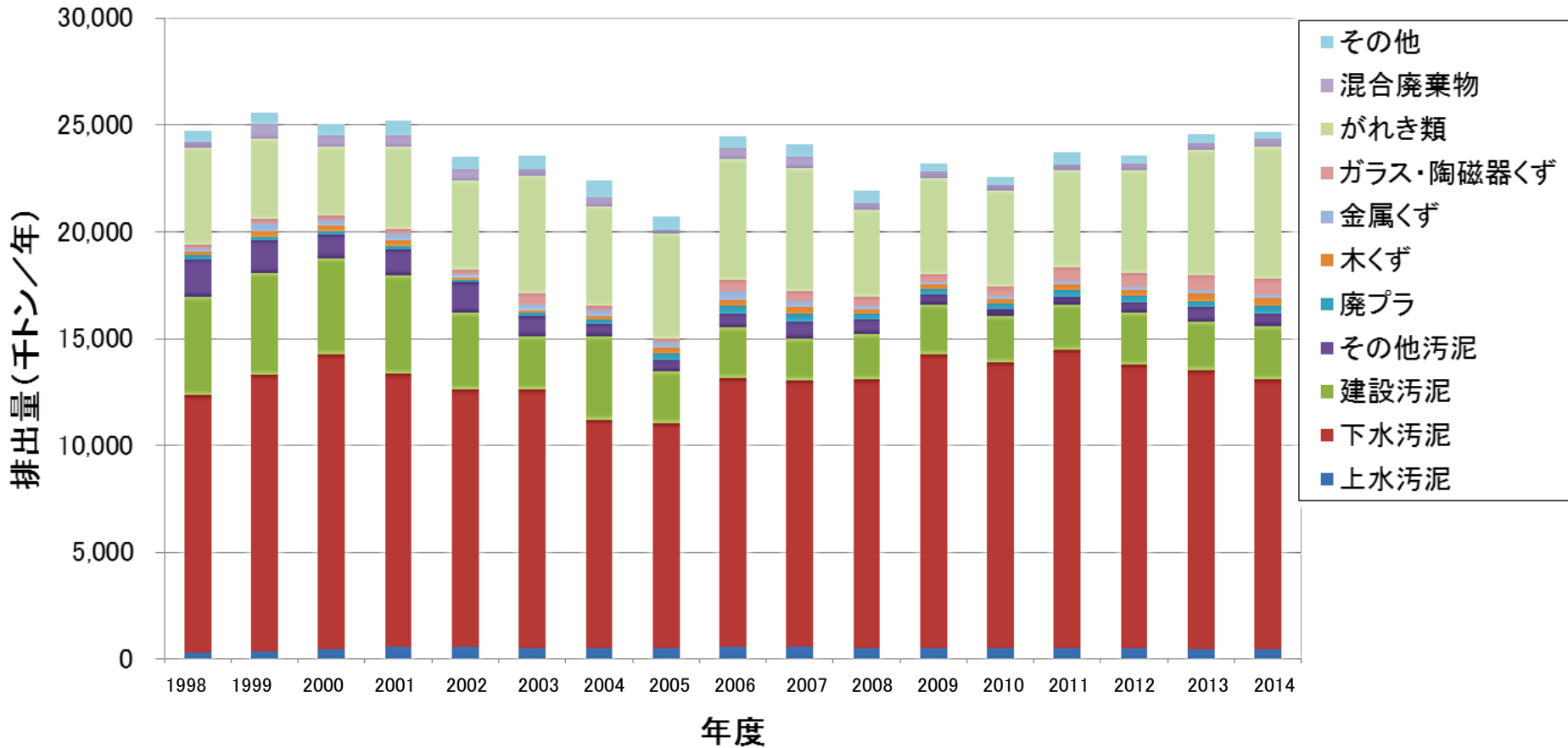


図1: 環境局HP 埋立処分量推移をもとに作成

図2: 清掃工場等ごみ性状調査報告書をもとに作成

## 産業廃棄物の排出量推移

都内の産業廃棄物の排出量は横ばいで推移しており、下水汚泥、がれき類、建設汚泥が大きな割合で排出されている。



## 都の取組の体系

政策	目標	主要な施策項目
「持続可能な都市環境の次世代への継承」 「良好な都市環境の次世代への転換」	資源ロスの削減	1 資源ロスの削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品ロスの削減</li> <li>(2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し</li> <li>(3) 紙資源のロスの削減 他</li> </ul> <div data-bbox="1400 235 1906 435" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>「チームもったいない」</b></p> <p style="text-align: center;">Saving Food, Saving Materials, Saving Energy</p> <p>消費者に「もったいない」意識の定着を目指し、その活動に取り組む企業等と連携。食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの見直しなどを指し、具体的な取組を展開</p> </div>
	「持続可能な調達」の普及	2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進</li> <li>(2) 持続可能な調達の普及促進</li> </ul>
	循環的利用の推進と最終処分量の削減	3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり</li> <li>(2) 区市町村のリサイクルの取組促進</li> <li>(3) 最終処分場の延命化 他</li> </ul>
	適正かつ効率的な処理の推進	4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有害廃棄物等の適正処理</li> <li>(2) 区市町村への技術的支援の強化他</li> </ul>
	災害廃棄物の処理体制	5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第三者評価制度の普及促進</li> <li>(2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信 他</li> </ul>

## 目標

- 食品ロス半減を達成するための「食品ロス削減・東京方式」の確立
- レジ袋無償配布ゼロ
- 一般廃棄物の再生利用率 2020年度 27% 2030年度 37%
- 最終処分量 2020年度 2012年度比14%減(最終処分率3.7%)  
2030年度 2012年度比25%減(最終処分率3.3%)

## 実績

- 「食品ロス削減パートナーシップ会議」を設置
- レジ袋削減に向けた意見交換会の設置
- 一般廃棄物の再生利用率 23% (2015年度実績)
- 最終処分量 21%減(最終処分率3.8%) (2015年度実績)

## 事業の全体像(取組の評価)

	施策項目	これまでの取組・評価
1 資源ロスの削減	食品ロスの削減	「食品ロス削減パートナーシップ会議」で流通業界における課題や対策を議論してきた。しかし、食品廃棄物は可燃ごみ中で未だ大きな比率を占めている。
	使い捨て型ライフスタイルの見直し	レジ袋削減に向けた意見交換会を開催しているが、具体的な取組には至っていない。
	紙資源のロスの削減	環境問題やリサイクルに対する意識の高揚により、回収率は81.3%までになっている。(2016年)
2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進	建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	2015年度に建設汚泥改良土の利用促進モデル事業を実施したが、発注者や受注者の認知度は依然として低く、廃棄物由来のマイナスイメージを払拭できていないなど課題がある。
	持続可能な調達の普及	東京都ではグリーン購入ガイド、環境物品等調達方針に準拠し、調達を行っている。
3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)	事業系廃棄物のリサイクルルールづくり	排出事業者によるリサイクルの取組により、オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進しているが、区市町村と連携し、さらなるリサイクルの推進が必要
	区市町村のリサイクルの取組促進	より一層の埋立処分量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分の現状や課題を区民に周知することにより、ごみの減量に資する行動を働きかけていくことが必要
	最終処分場の延命化	
4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	有害廃棄物等の適正処理	法令の改正等により水銀含有廃棄物を適正に処理する仕組みができた。
	区市町村への技術的支援の強化	区市町村によるリサイクルや適正処理の徹底が一層進むよう、分別収集の促進、リサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。
5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	第三者評価制度の普及促進	産業廃棄物の適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者の認定について、一定程度普及した。
	スーパーエコタウン事業に関する情報発信	スーパーエコタウンにおいて当初の計画通り、事業者による整備がされ、情報発信として行っている。見学会も順調に参加者が増加している。
6 災害廃棄物対策	災害廃棄物対策	2017年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定 今後、発災時における共通の組織体制を構築し、計画の実効性を高めるため、訓練や演習の実施、計画の見直しを随時実施



以下、上記網掛けされた事項について、分析していく。

# 食品ロスの削減

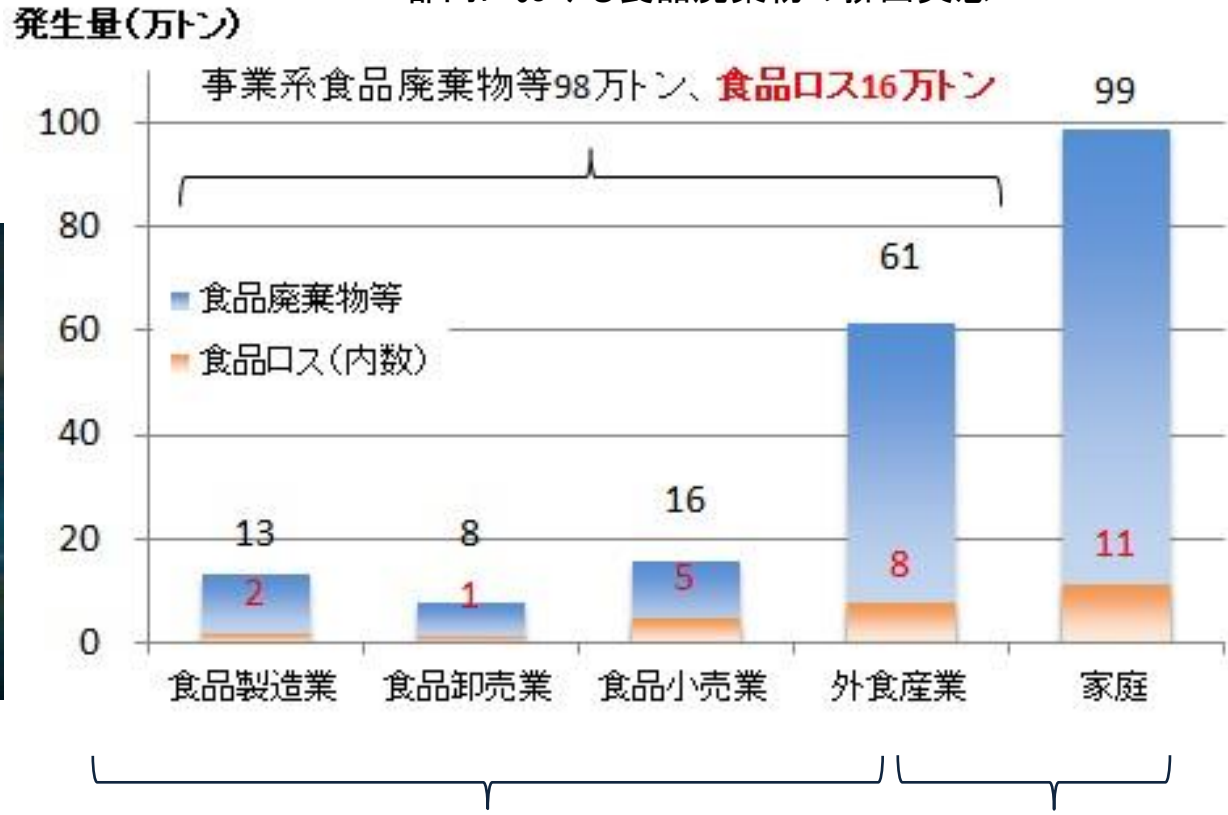
食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点から重要な取組であるとともに、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点からも重要である。

世界の栄養不足人口約8億人  
世界人口の9人に1人が栄養不足



日本国内で1年間に発生する食品ロス量  
**約646万トン**  
≒都民が1年間食べる量  
2015年度推計値

都内における食品廃棄物の排出実態



食品ロスの発生要因となっている商慣習の見直しなどに取り組んでいくため「食品ロス削減パートナーシップ会議」を設置  
2012年度推計値

ライフスタイルの見直しを求めるキャンペーン展開

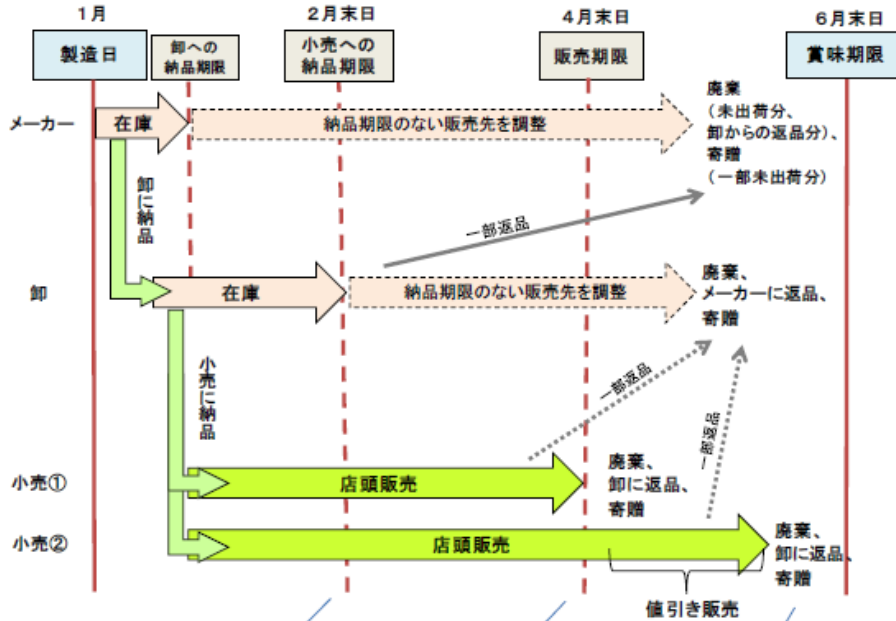
(出典) 農林水産省資料、事業系食品廃棄物の排出実態等調査及び都内区市のごみ組成調査結果より東京都作成

# 食品ロスの削減

食品ロス発生には、様々な要因がある。

## 1/3ルールと呼ばれる商慣習

「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習（賞味期間6か月、1月製造の食品の例）



納品期限：メーカーから卸に、卸から小売にそれぞれ納品できる期限  
販売期限：小売の店頭で販売できる期限  
賞味期限：その食品をおいしく食べられる期限

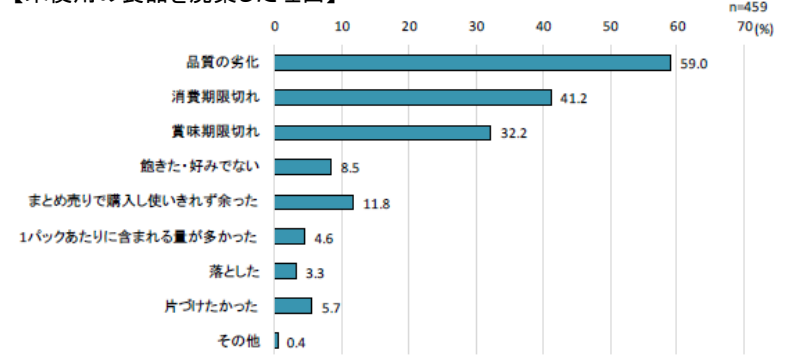
「3分の1ルール」とは、小売店がメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限を製造日から賞味期限での期間を概ね3等分して設定する商慣習のことを言う。

1/3ルールにより各期限において返品等が発生し、食品廃棄につながっているものと考えられる。

（出典）東京都食品ロス削減パートナーシップ会議資料

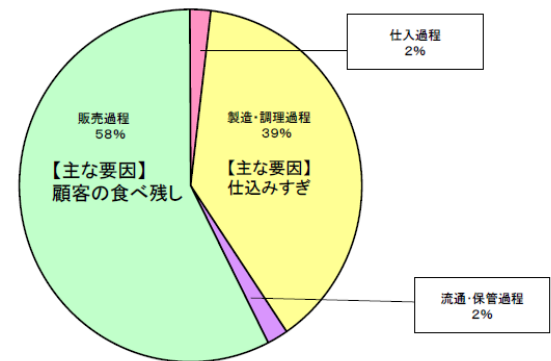
## 消費者の認識と消費行動

【未使用の食品を廃棄した理由】



品質の劣化や期限切れを理由として、家庭から未使用食品の廃棄が発生している。消費者への普及啓発を通し、食品ロス問題について認識してもらい、食品ロスを生じさせないように、消費行動の変革を促していくことが必要。（出典）東京都食品ロス削減パートナーシップ会議資料

## 外食産業における食べ残し・仕込みすぎ



外食産業の食品廃棄物の発生要因は、顧客の食べ残し(58%)、仕込みすぎ(39%)で全体の大部分を占めている。

（出典）平成13年「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部作成）



## 食品ロスの削減

2030年までに食品ロスを半減させることを目指し、食品ロスパートナーシップ会議において事業者での取組を議論していくとともに、普及啓発キャンペーンを展開し、消費行動の変革を促していく。

### 東京方式の確立及び普及啓発の展開

現状の都の取組	評価・課題	今後の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」で加工・流通事業者や消費者などを交えて、食品ロスの削減について議論を進めてきた。</li><li>・ イベントの開催等により、都民に食品ロス問題に関して情報発信</li><li>・ 先進的な取組を行う企業と連携して、食品ロス削減に資する取組を実証実験</li><li>・ 2012年度に事業系食品廃棄物の排出実態等調査を行った。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品廃棄物は可燃ごみ中で未だ大きな割合を占めており、流通段階で発生する食品ロス対策だけでは取組は十分ではない。</li><li>・ 都民の消費行動を変革していくには、都民への更なる普及啓発の取組が必要</li><li>・ 先進的な取組について、実証実験を行ったが、社会に根付かせていくことが必要</li><li>・ 前回調査は拡大推計したものであるため、必ずしも実態を反映できていないため、政策効果等を明確にするために更なる調査が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>食品ロス削減に向けた東京方式の確立 ※1</b> 外食産業等を交えて、食品ロス削減に向けて議論し、2030年までに食品ロス半減を目指す。</li><li>○ <b>キャンペーンの展開 ※2</b> 都民・消費者向けのイベント出展などによる普及啓発キャンペーンを展開し、都民の消費行動の変革を促していく。</li><li>○ <b>モデル事業の検証</b> モデル事業の検証を行った上で、具体化について検討していく。</li><li>○ <b>食品ロスに係る調査</b> 環境科学研究所と連携して、食品ロスの排出実態や政策効果を明確にするため、調査を進めていく。</li></ul>

# 使い捨てプラスチック対策の推進

大量消費社会から持続可能な資源利用への移行は人類にとって差し迫った課題であり、先進国が主導し、身近なところから使い捨てを見直していく必要がある。

## 【これまでの都の取組】

- ・海ごみの発生抑制を訴える普及啓発(ショートムービー作成)
- ・区市町村と都との共同検討会(事業系3Rの推進)

### 海洋プラスチック憲章の概要(抜粋)

G7シャルルボワ・サミットで、日本・アメリカ以外の国が署名

われわれは、資源効率の高いプラスチック利用を目指して、以下の取組を進めることを誓約する。

1. 持続可能なデザイン・生産等
  - a. 2030年までに再使用・再生利用(代替手段のない場合には原燃料としての有効利用)が可能であるプラスチック100%を目指して、産業界と連携して取り組む。
  - b. 代替物への転換に伴う環境影響を考慮しつつ、必要のない使い捨てプラスチックを大幅に削減する。
  - c. 公共機関のグリーン購入により、廃棄物を削減し、再生プラスチック市場及びプラスチック代替品を支援する。
  - d. 2030年までに、適用可能な場合にはプラスチック製品中の再生プラスチックの配合率を50%以上に高めることを目指して、産業界と連携して取り組む。
2. 回収・処理等及びインフラ
  - a. 2030年までにプラスチック製包装のリサイクル・リユース55%以上、2040年までにすべてのプラスチックの有効利用100%を目指して、産業界及び地方政府等と連携して取り組む。
  - d. 国際的取組を加速し、廃棄物・下水道処理施設の整備や革新的ソリューション、などを通じて、海洋ごみの多い地域及び脆弱な地域に対する投資を促進する。
3. 持続可能なライフスタイル及び教育
  - a. プラスチックの海洋への流出を防止する対策を強化するとともに、プラスチック製品・包装の購入時に持続可能なものを選択できるよう表示の規格を強化する。
4. 調査、技術革新及び新技術
  - d. 環境に有害な影響を及ぼすことがないよう、革新的プラスチック材料・代替材料の開発及び適切な使用を指導する。
  - f. プラスチックの発生源や人・海への健康への影響等に関する調査研究に協働して取り組む。
5. 海岸における活動
  - a. 若者や適格なパートナーとともに海ごみキャンペーンを推進し、意識啓発、データ収集、海岸清掃に全世界的に取り組む。

都はこれまでも取組を行ってきたが、海洋プラスチック憲章など世界的にもプラスチック削減に向けた取組を進めていく潮流の中で、都としてもプラスチック対策を進めていく必要がある。



## 使い捨てプラスチック対策の推進

都は使い捨てプラスチック対策を進めていくにあたって、世論を喚起するための取組を始めるとともに、使い捨てプラスチック削減の仕組みづくりに向けて、東京都廃棄物審議会への諮問を行ったところである。

### ○「チームもったいない」を創設、取組の開始

- ・事業者・NGO等と連携しつつ、使い捨てプラスチック削減のモデル的取組やレジ袋削減キャンペーンを進め、世論を喚起していく。
- ・併せてアンケート調査を実施し、その結果をフィードバックしていく。
- ・都庁職員に対し、都庁内でのレジ袋等の使用抑制を徹底する。

### ○海ごみ発生抑制の普及啓発、街・河川・海岸等の清掃活動の強化

- ・NGO、区市町村、事業者等と連携した活動を進める。

### ○プラスチックストローに代わるアイデア募集

募集期間：2018年9月3日(月)から10月31日(水)まで

募集するアイデア：プラスチックストローを使用しないで済む方法(代替素材の提案等)

### ○都庁内店舗における紙ストローの試行について

実施期間：2018年10月1日(月)から10月31日(水)まで(※土・日・祝日を除く。)

実施店舗：第一本庁舎1階 UCC上島珈琲株式会社：HOKUTO、MINAMI

第二本庁舎2階 タリーズコーヒージャパン株式会社：都庁店

### 東京都廃棄物審議会への諮問

- ・廃棄物審議会に「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方」について諮問(2018年8月24日)

#### 【諮問の趣旨(抜粋)】

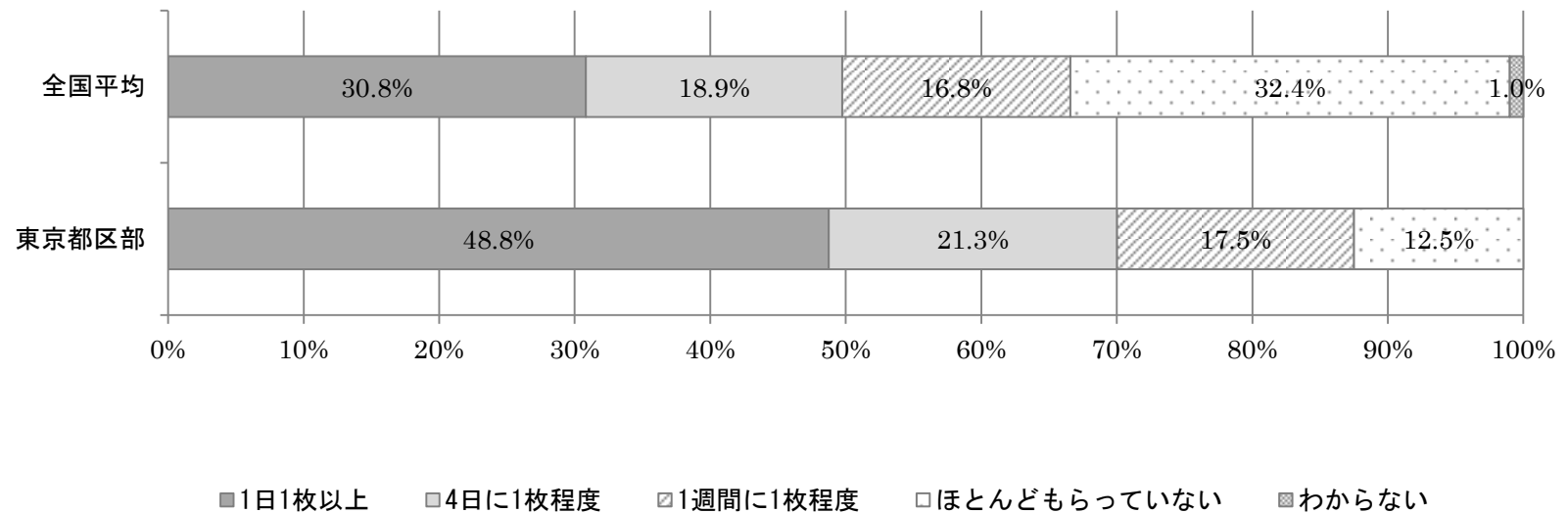
資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。パリ協定が掲げる今世紀後半に温室効果ガス実質ゼロを達成するには、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

とりわけプラスチックに関しては、海洋ごみが海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。については、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問する。

# 使い捨て型ライフスタイルの見直し レジ袋対策①

一部の大手スーパーが食料品売り場でレジ袋を自主的に有料化しているものの、その動きは広まっていない。東京都区部では、全国平均よりもレジ袋を多く使用している人の割合が高い。(図1)

図1 レジ袋利用枚数に関する調査結果



## 使い捨て型ライフスタイルの見直し レジ袋対策②

レジ袋の削減対策として、海外事例を踏まえながら、規制を検討していくことも必要である。

	フランス	イギリス	サンフランシスコ市	ニューヨーク市・州	香港
対象のレジ袋	プラスチック製 厚さ0.05 mm未満	プラスチック製	プラスチック製		プラスチック製
規制の方法	有償・無償を問わず禁止	無償配布を禁止(5ペンスの有料化を義務づけ)	有償・無償を問わず禁止(生分解性プラスチックの袋、紙袋等には10セントの有料化を義務づけ)	2016年、NY市議会がレジ袋の無償配布を禁止(5セントの有料化を義務づけ)する条例を可決	無償配布を禁止(50セントの有料化を義務づけ)
対象となる販売事業者	すべて	従業員250人以上	すべて	↓ NY州議会が市独自の規制を禁ずる州法を可決、市条例は施行できず	すべて
施行日	2016年7月	2015年10月  ※2018年1月 メイ首相が対象を小規模事業者にも拡大する方針を発表。	2007年10月 →大型店 2012年10月 →食料品店以外すべて 2013年10月 →食品店を含むすべての小売店	↓ クオモ知事が設置したタスクフォースが2017年12月に報告書を公表。レジ袋規制の8つのオプションを提示したが、結論は出さず。	2009年7月 →スーパー・コンビニ等、3000店 2015年4月 →すべて(約10万店)
肉・魚などの扱い	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、紙または生分解性プラスチックの袋であれば提供可	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、有料化義務の対象外			肉・魚等の食品を直接包装する場合には、有料化義務の対象外

# 使い捨て型ライフスタイルの見直し

区市町村や業界等と連携して、「もったいない」をライフスタイルに定着させる第一歩として、レジ袋の無償配布ゼロを目指し、キャンペーンの展開等により、気運を醸成していくとともに、リユースカップの利用についても促進していく。

## 使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた取組

### 現状の都の取組

- ・海ごみ発生抑制の普及啓発を行っている。
- ・区市町村と都との共同検討会において事業系3Rのルールづくりに向けた検討を行っている。
- ・本年8月に「チームもったいない」を創設した。
- ・使い捨て型ライフスタイルの象徴であるレジ袋の削減に向けて意見交換会で関係者と対策について検討を行った。
- ・イベントなどで多く使われる使い捨てカップの削減に向けてリユースカップ利用に関するモデル事業を行った。

### 評価・課題

- ・「チームもったいない」によるキャンペーン等を通じ世論を喚起していくことで、プラスチック削減に向けた共感を得ていく必要
- ・レジ袋削減という目標については総じて賛同されているものの、業界によっては課題もあり、コンセンサスを得ていくことが必要
- ・リユースカップを利用するにあたって、イベントでの規模により採算がとれないことや、知らない利用者に対する説明等オペレーションなどの課題があることもあり、広く利用されるに至っていない。

### 今後の取組

- **使い捨てプラスチック対策の推進**
  - ・都民意識の向上につながるキャンペーンの実施 ※3
  - ・必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅な削減を促す仕組みづくりに向けた議論
- **無償配布ゼロに向けた気運の醸成(レジ袋)**
  - ・事業者・区市町村との意見交換 ※4
  - ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施 ※5
  - ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施 ※6
- **大規模イベントなどでリユースカップ利用の取組**
  - ・経済的に採算がとれる規模以上のイベントでリユースカップの利用を定着



## 「食品ロスの削減」「使い捨て型ライフスタイルの見直し」の 取組詳細

### 「チームもったいない」(2018年8月創設)

消費者に「もったいない」意識の定着を目指し、その活動に取り組む企業等と連携  
食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの見直しなどを目指し、具体的な取組を展開

	食品ロスの削減	使い捨て型ライフスタイルの見直し (使い捨て型プラスチックの削減)
各主体と 協働した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都食品ロス削減パートナーシップ会議における事業者・消費者等を交えた検討 ※1</li> <li>・加工食品に加え、外食も対象にして議論を深めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都庁内店舗における紙ストローの試行(2018年度実施) ※3</li> <li>○レジ袋削減に向けた事業者・区市町村との意見交換会の実施 ※4</li> <li>○オフィスビル内のコンビニでレジ袋削減を働きかける実証実験(今後実施) ※5</li> </ul>
広報 キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都民・消費者向けのイベント出展などによる普及啓発キャンペーンの展開 ※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プラスチックストローに代わるアイデア募集(2018年度実施) ※3</li> <li>○販売事業者と連携した店頭でのレジ袋削減キャンペーン ※6</li> </ul>

## 建設廃棄物の再生利用率・最終処分率

2012年度国土交通省調査によれば、関東圏で排出されている建設泥土（建設汚泥）は約330万トンであり、全国の過半を占めている。建設泥土は、見かけ上、残土との区別が付きにくいことから、残土と称して土地造成などに使われるなど、不透明な処理・リサイクルが行われていることが懸念されている。

○統計上では、全体的に建設廃棄物の再生利用率は向上している。（図1）

○ガラ陶くず、その他がれき、混合廃棄物の最終処分率が高い。（図2）

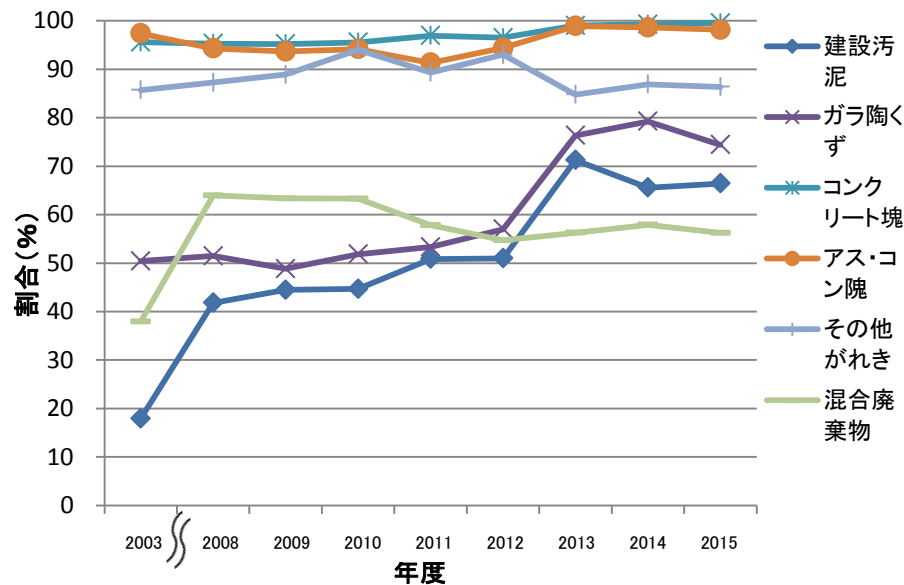


図1 都内における主な建設廃棄物の再生利用率の推移

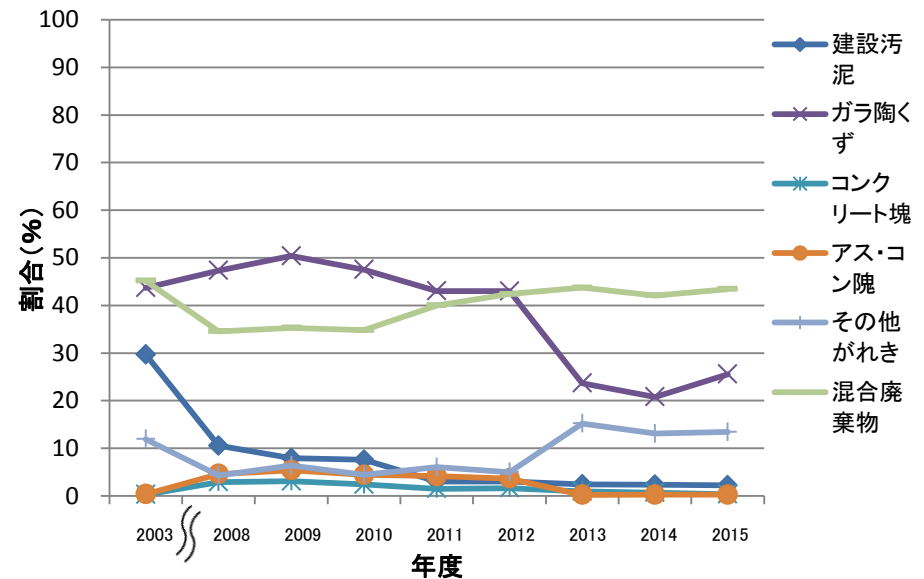


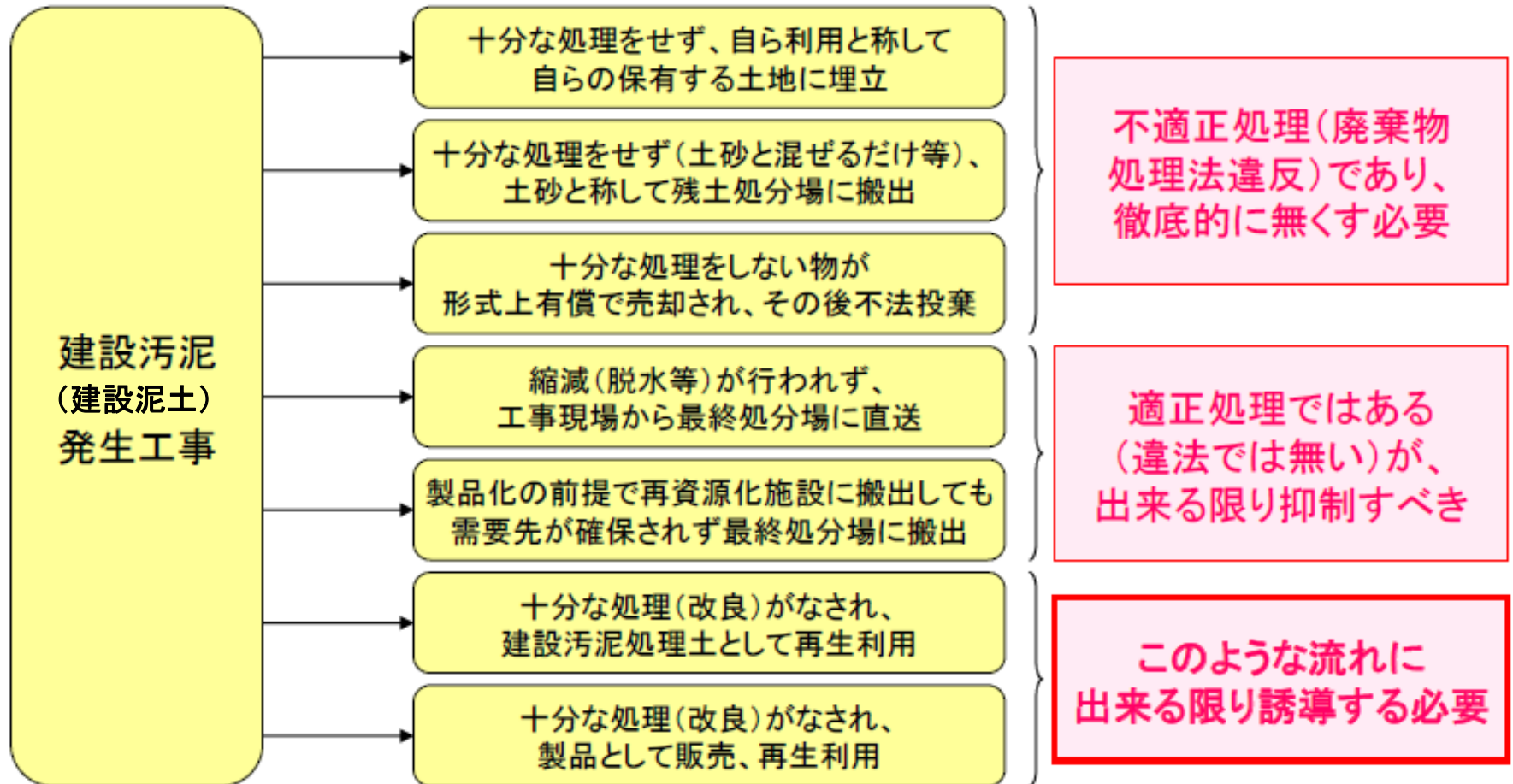
図2 主な建設廃棄物の最終処分率の推移



## 建設泥土(汚泥)の処理の流れ

統計上、再生利用や最終処分として整理される中でも、下図のような処理が行われているものも存在する。

広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取締りなどの規制に取り組むとともに、建設泥土が発生した後、十分な改良がなされて建設泥土処理土として再生利用、製品として販売される流れに乗せることが必要である。



# モデル事業「建築工事における建設汚泥改良土の利用促進事業」

建設泥土改良土の普及促進を図るため、2015年度にモデル事業を実施した。

【提案者】 一般社団法人 日本建設業連合会

【実施内容】

①モデル現場を選定

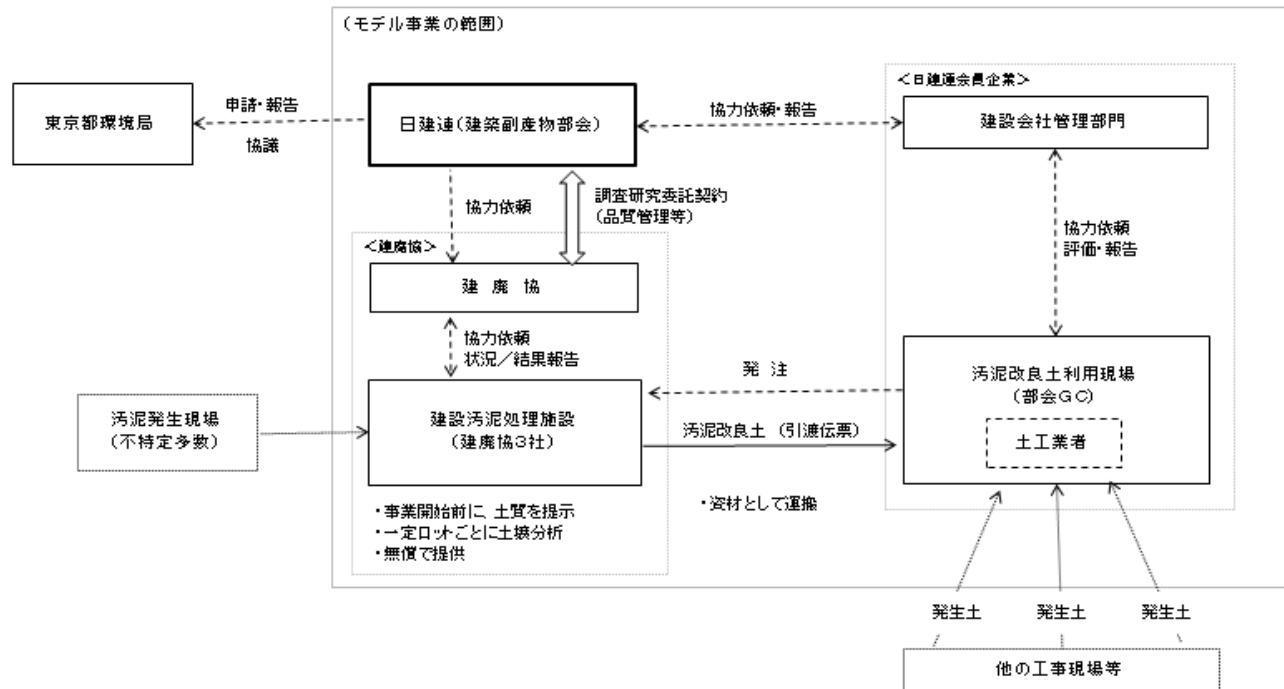
②建設廃棄物協同組合が協力、組合員の泥土中間処理会社3社が①のモデル現場に建設泥土改良土を無償提供

③モデル現場で、②の建設泥土改良土を資材として利用

【出てきた課題】

○マンションの新築工事においては、エンドユーザーであるマンション購入者が廃棄物由来のものが使用されていることを嫌うことを懸念し、利用しない方針を定めている発注者があった。

○建設泥土改良土の運搬費を受入側が負担感なく納入するためには、建設泥土改良土の品質が担保されていることを受入側に認識してもらうことが必要





## 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進

建設泥土が発生した後、不適正処理を防止しつつ、十分な改良を行った上で、建設汚泥改良土として再生利用していくことを促進していく。

### 建設泥土改良土の利用促進

#### 現状の都の取組

- ・ 不適正処理の取締りなど規制に取り組んでいる。
- ・ モデル事業において、建設泥土から製造した建設泥土改良土を無償で建築現場に提供するスキームを構築し、実証を行った。

#### 評価・課題

- ・ 統計上は再生利用となっているが、必ずしも適正な処理が行われているとは言い難い例が存在する。
- ・ 建設泥土改良土は産業廃棄物由来という理由で発注者に敬遠されるなど、利用が進んでいない実態がある。

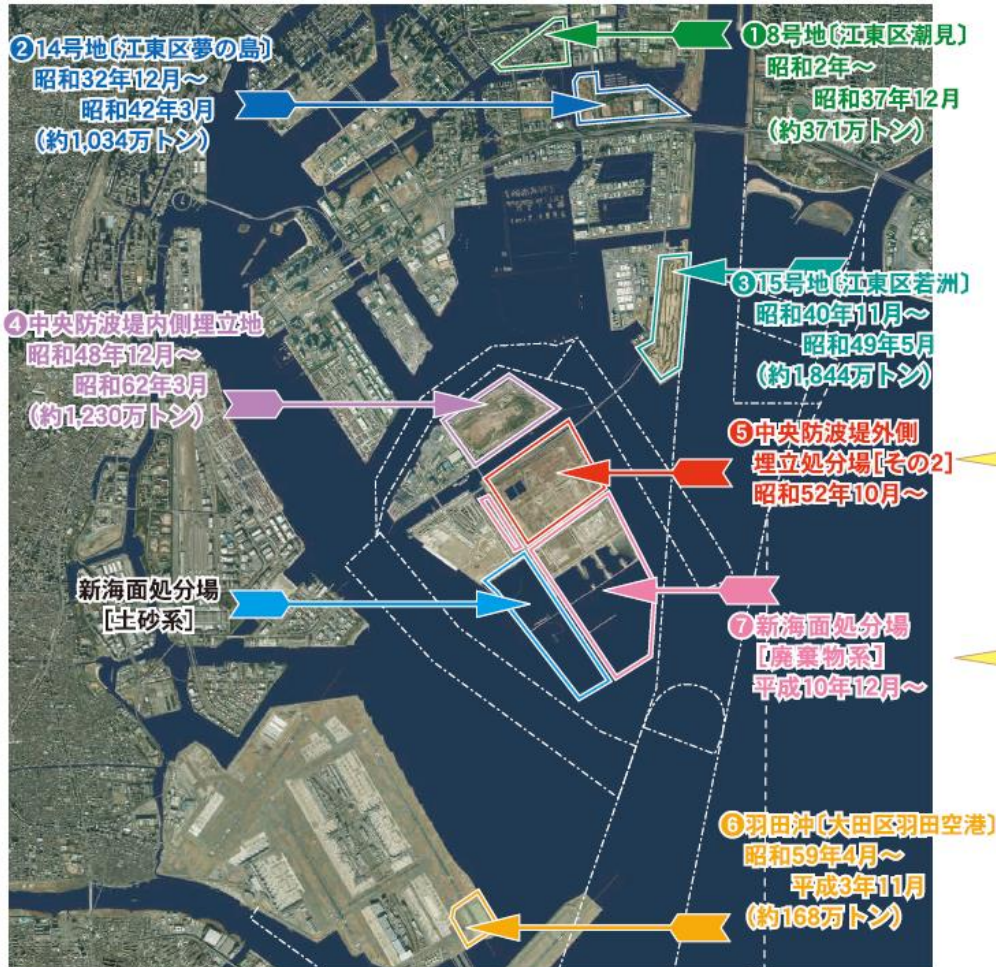
#### 今後の取組

- **都関連工事における利用促進**  
適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階での規制緩和を検討するとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促していく。
- **工事間利用の推進**  
建設泥土改良土に対する認知度を高めることで、広域的な工事間利用を推進していく。

## 最終処分場の現状

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の埋立処分を行っているが、これが東京港内での最後の処分場である。(処分場の残余年数は試算では50年以上)

最後の最終処分場をできる限り長く使用していくため、更なるリサイクルの取組が必要である。



出典:(左)東京二十三区清掃一部事務組合 資料より  
(右)東京都環境公社 HPより

## 23区と多摩地域の廃棄物処理の現状

区部と多摩地域での最終処分量に違いがでていますが(P14)、家庭ごみの有料化の取組について23区と多摩地域の間で異なっており、それが住民のリサイクルへの意識に影響しているとも考えられる。

	23区	多摩地域
収集運搬・中間処理	収集運搬は区が実施している。可燃ごみ・不燃ごみの中間処理については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、共同処理	収集運搬は主に市町村で実施している。多くの市町村において清掃工場の管理運営を一部事務組合に委託して共同処理
最終処分	可燃ごみの焼却灰や中間処理後の不燃ごみなどの最終処分については、都が特別区から委託を受けて、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分	全市町村において、単独又は共同で実施 25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が設置・管理する二ツ塚処分場や1市2町1村で構成する西秋川衛生組合が設置・管理する御前石処分場等
再生利用率	17.6% (2016年)	37.6% (2016年)
ごみ処理有料化	○家庭ごみについては処理手数料は無料 事業系ごみは有料 (例) 有料ごみ処理券貼付(事業系ごみ) 69円/10ℓ 138円/20ℓ 310円/45ℓ 483円/70ℓ	○多くの市町で家庭ごみ有料 処理費用の一部をごみ袋に上乘せする方式 30市町村のうち25市町が実施 有料化実施率83% (例) 40リットルごみ袋 立川市 80円/1枚 三鷹市 75円/1枚 町田市 64円/1枚
有料化の効果・課題	<b>【有料化の効果】</b> ○分別・リサイクル意識が住民に醸成される。 ○排出量の多い住民と少ない住民の間で、費用負担の不公平感が緩和される。 <b>【有料化の課題】</b> ○分別やリサイクルを徹底した上で有料化しなければ住民同意が得にくいいため、導入には一定の時間をかける必要がある。そうしなければ不法投棄が増加する懸念がある。 (出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き(2007年6月 環境省)	



## 事業系廃棄物

日本の首都であり、商業ビルやオフィスビルなどの業務系ビル、小売業や飲食業などの事業所が集中している東京都では、多くの事業系廃棄物が発生している。

家庭ごみが区市町村の定める分別区分により収集されているのに対して、事業系廃棄物は分別ルールが確立されておらず、排出者が低廉な処理を求める傾向にあることから、資源化が進んでいない。とりわけ、1回の排出量が少なく、保管場所も狭小な中小規模事業所においては、分別排出の徹底が課題である。

### 都と区市町村との共同検討会

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会において、事業系廃棄物に係る3Rの現状及び課題を共有し、業界団体との意見交換を実施。

### 望ましい処理

事業系廃棄物の排出の現状を把握する取組のひとつとして、2015年度に以下の取組をモデル事業として実施した。

#### 【事業名】

廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現モデル事業

#### 【内容】

計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

○参加事業者のビル、店舗等に計量管理システム(写真)を導入するとともに、廃棄物組成調査を実施した。

○排出事業者が自らの廃棄物の性状や量などを把握することで、排出事業者の意識の向上を図ることができた。



### 今後の課題

コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の3Rのルールづくりが必要

## リサイクルの推進・最終処分場の延命化

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使うため、区市町村や事業者による更なるリサイクルを進めていくことで、埋立処分量を削減する。

### 区市町村等によるリサイクルの促進

#### 現状の都の取組

- ・ 2000年4月1日の清掃事業の区移管後、各区の特性を活かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開しており、都は技術的支援を行っている。
- ・ オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の排出事業者によるリサイクルを推進しており、都は区と共同で一層のリサイクルの取組について検討を行っている。
- ・ 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、埋立処分を行っている。

#### 評価・課題

- ・ 容器包装リサイクルの取組は、区市町村ごとに異なっている部分がある。
- ・ 中小事業所においても分別が十分行われるためのルール作りや運用を行い、区市町村と連携し、さらなるリサイクルの推進が必要。
- ・ さらなる埋立処分量の削減が必要。

#### 今後の取組

- **リサイクルの取組支援**  
区市町村による容器包装リサイクルや小型家電リサイクルなどリサイクルの取組を支援していく。
- **オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進**  
区市町村と連携し、現場実態に十分配慮したルール案を検討の上、合意を図っていく。
- **焼却灰のリサイクル促進**  
一般廃棄物の焼却灰のセメント原料化を推進し、エコセメントを使用したコンクリート製品等の利用促進を行っていく。